

久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市屋内型こどもの遊び場条例（令和6年久喜市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用日等)

第2条 条例第4条に規定する遊び場の利用日、利用区分及び利用時間は、別表に掲げるとおりとする。

2 複数人で遊び場を貸切りで利用する場合にあっては、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）は、利用日から除くものとする。

3 遊び場の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、遊び場を臨時に開館し、若しくは休館し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の申請)

第3条 条例第6条に規定する遊び場の利用の許可の申請は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人で遊び場を利用する場合にあっては、利用しようとするときに次条第1項第1号に規定する利用券を遊び場の係員に提示すること。

(2) 複数人で遊び場を貸切りで利用する場合にあっては、利用しようとする日の3か月前から7日前までの間に久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可申請書（様式第1号）により市長に申請すること。

(利用の許可等)

第4条 市長は、前条に規定する利用の許可の申請があった場合は、次に掲げる方法により遊び場の利用を許可するものとする。

(1) 前条第1号の規定による利用の申請については、久喜市屋内型こどもの遊び場利用券(様式第2号)を確認すること。

(2) 前条第2号の規定による申請については、久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可書(様式第3号)を交付すること。

2 前条第2号に規定する利用者は、遊び場を利用しようとするときは、前項第2号に規定する許可書又は次条第2項に規定する変更許可書を遊び場の係員に提示しなければならない。

(貸切利用の変更等)

第5条 遊び場の貸切利用の許可を受けた者が、利用の内容を変更しようとするときは、当該利用の許可を受けた日から遊び場の利用予定日の7日前までの間に久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理したときは、久喜市屋内型こどもの遊び場利用変更許可書(様式第5号)を交付するものとする。

3 遊び場の貸切利用の許可を受けた者が遊び場の利用を中止しようとするときは、当該利用の許可を受けた日から遊び場の利用予定日の7日前までの間に久喜市屋内型こどもの遊び場利用中止届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、久喜市屋内型こどもの遊び場使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、久喜市屋内型こどもの遊び場使用料還付決定通知書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第7条 遊び場を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 遊び場の利用について係員の指示に従うこと。
- (2) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 遊び場内で喫煙その他火気を使用した行為を行い、又は所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 遊び場の遊具その他の備品を遊び場の外に持ち出さないこと。
- (6) 寄附の募集又は物品の販売を行わないこと。
- (7) 危険防止、事故防止等に配慮すること。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用日	利用区分	利用時間
月曜日から金曜日 (休館日を除く)	第1	午前9時30分から午前11時まで
	第2	午前11時30分から午後1時まで
	第3	午後1時30分から午後3時まで
	第4	午後3時30分から午後5時まで
土曜日、日曜日 及び休日	第1	午前9時30分から午前11時まで
	第2	午前11時30分から午後1時まで
	第3	午後1時30分から午後3時まで
	第4	午後3時30分から午後5時まで

	第5	午後5時30分から午後7時まで
--	----	-----------------

様式第1号 (第3条関係)

久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
 団体名
 代表者職・氏名
 (個人の場合は、住所及び氏名)

久喜市屋内型こどもの遊び場の利用について、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第4条第2号の規定により下記のとおり申請します。

記

利用を希望する日及び利用区分	年 月 日 (曜日)		<input type="checkbox"/> 第1 (午前9時30分～午前11時) <input type="checkbox"/> 第2 (午前11時30分～午後1時) <input type="checkbox"/> 第3 (午後1時30分～午後3時) <input type="checkbox"/> 第4 (午後3時30分～午後5時)		
利用する人数	1歳未満の児童	1歳から6歳までの児童	7歳から12歳までの児童	保護者等	合計
	人	人	人	人	人
当日利用責任者	氏名		連絡先 (電話番号等)		
備考 (連絡事項等)					

※ 利用しようとする日の3か月前から7日前までの間にこの申請書を提出し、利用の許可を受けてください。

様式第2号（第4条関係）

久喜市屋内型
こどもの遊び場利用券

※遊び場を利用する際、係
員に提示してください。

様式第3号 (第4条関係)

久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のありました、久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可申請について、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第5条第2号の規定により下記のとおり許可します。

記

利用日及び利用区分	年 月 日 (曜日)				
	<input type="checkbox"/> 第1 (午前9時30分～午前11時) <input type="checkbox"/> 第2 (午前11時30分～午後1時) <input type="checkbox"/> 第3 (午後1時30分～午後3時) <input type="checkbox"/> 第4 (午後3時30分～午後5時)				
利用する人数	1歳未満の児童	1歳から6歳までの児童	7歳から12歳までの児童	保護者等	合計
	人	人	人	人	人
備考 (連絡事項等)					

- ※1 当日利用責任者は、遊び場を利用する際にこの許可書を係員に提示してください。
- 2 利用の内容について変更が生じたときは、利用しようとする日の7日前までに久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可変更申請書(様式第4号)を提出し、改めて利用の許可を受けてください。
- 3 利用を取り消すときは、久喜市屋内型こどもの遊び場利用中止届出書(様式第6号)を提出してください。

様式第4号 (第5条関係)

久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可変更申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
 団体名
 代表者職・氏名
 (個人の場合は、住所及び氏名)

年 月 日付け久 第 号で受けた久喜市屋内型こどもの遊び場の利用許可について、下記のとおりその利用内容を変更したいので、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

利用を希望する日及び利用区分(変更後)	年 月 日 (曜日)		<input type="checkbox"/> 第1 (午前9時30分～午前11時) <input type="checkbox"/> 第2 (午前11時30分～午後1時) <input type="checkbox"/> 第3 (午後1時30分～午後3時) <input type="checkbox"/> 第4 (午後3時30分～午後5時)		
	利用する人数(変更後)	1歳未満の児童 人	1歳から6歳までの児童 人	7歳から12歳までの児童 人	保護者等 人
当日利用責任者(変更後)	氏名		連絡先(電話番号等)		
備考(連絡事項等)					

※ 利用しようとする日の7日前までの間にこの申請書を提出し、利用の許可を受けてください。

様式第5号（第5条関係）

久喜市屋内型こどもの遊び場利用変更許可書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました、久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可変更申請について、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第6条第3号の規定により下記のとおり許可します。

記

利用日及び利用区分	年 月 日 (曜日)				
	<input type="checkbox"/> 第1 (午前9時30分～午前11時) <input type="checkbox"/> 第2 (午前11時30分～午後1時) <input type="checkbox"/> 第3 (午後1時30分～午後3時) <input type="checkbox"/> 第4 (午後3時30分～午後5時)				
利用する人数	1歳未満の児童	1歳から6歳までの児童	7歳から12歳までの児童	保護者等	合計
	人	人	人	人	人
備考 (連絡事項等)					

- ※1 当日利用責任者は、遊び場を利用する際にこの許可書を係員に提示してください。
- 2 利用の内容について変更が生じたときは、利用しようとする日の7日前までに久喜市屋内型こどもの遊び場利用許可変更申請書（様式第4号）を提出し、改めて利用の許可を受けてください。
- 3 利用を取り消すときは、久喜市屋内型こどもの遊び場利用中止届出書（様式第6号）を提出してください。

久喜市屋内型こどもの遊び場利用中止届出書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
団体名
代表者職・氏名
(個人の場合は、住所及び氏名)

年 月 日付で利用の許可を受けた久喜市屋内型こどもの遊び場の利用について、利用を中止したいので、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第6条第3号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

中止する 利用日及 び利用区 分	年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 第1 (午前9時30分～午前11時) <input type="checkbox"/> 第2 (午前11時30分～午後1時) <input type="checkbox"/> 第3 (午後1時30分～午後3時) <input type="checkbox"/> 第4 (午後3時30分～午後5時)
備考 (連絡事 項等)		

※ 利用を中止する場合、利用予定日の7日前までにこの届出書を提出してください。

久喜市屋内型こどもの遊び場使用料還付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
 団体名
 代表者職・氏名
 （個人の場合は、住所及び氏名）

久喜市屋内型こどもの遊び場の使用料について還付を受けたいので、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第7条第1号の規定により下記のとおり申請します。

記

利用日及び利用区分	年 月 日 (曜日)		<input type="checkbox"/> 第1（午前9時30分～午前11時） <input type="checkbox"/> 第2（午前11時30分～午後1時） <input type="checkbox"/> 第3（午後1時30分～午後3時） <input type="checkbox"/> 第4（午後3時30分～午後5時） <input type="checkbox"/> 第5（午後5時30分～午後7時） ※土曜日及び日曜日に限る		
利用する人数	1歳未満の児童	1歳から6歳までの児童	7歳から12歳までの児童	保護者等	合計
	人	人	人	人	人
還付を申請する使用料	円				
還付理由	該当事項を○で囲んでください。 1 条例第11条第1項の規定による理由 2 条例第11条第2項の規定による利用者の責任でない理由 (理由：)				
備考					

様式第8号 (第6条関係)

久喜市屋内型こどもの遊び場使用料還付決定通知書

年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました、久喜市屋内型こどもの遊び場使用料還付申請について、久喜市屋内型こどもの遊び場条例施行規則第7条第2号の規定により下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

記

利用日及び利用区分	年 月 日 (曜日)		<input type="checkbox"/> 第1 (午前9時30分～午前11時) <input type="checkbox"/> 第2 (午前11時30分～午後1時) <input type="checkbox"/> 第3 (午後1時30分～午後3時) <input type="checkbox"/> 第4 (午後3時30分～午後5時) <input type="checkbox"/> 第5 (午後5時30分～午後7時) ※土曜日及び日曜日に限る		
利用する人数	1歳未満の児童	1歳から6歳までの児童	7歳から12歳までの児童	保護者等	合計
	人	人	人	人	人
還付する使用料					円
還付理由	1 条例第11条第1項の規定による理由 2 条例第11条第2項の規定による利用者の責任でない理由 (理由:)				
備考					